

英吉利法律学校 増島六一郎殿

専修学校 諏訪頼敏殿

各通

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、(註)

212 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験の件に

付回答案

〔明治二十年六月〕

委員長 (穂積陳重) ④

書記 (川上博愛) ④

別紙監督学校エ之回答案

監督条規ニ拠リ卒業生中優等生試験之義ハ本年十月頃ト粗決定

致候尤試験〔課目〕^(抹消)方法等之義ハ即今協議中ニ有之候条決定次

第御報知可致此段及御回答候也

明治廿年六月 日

私立法律学校監督委員長 穂積陳重